

社会福祉法人つくし会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2 内 容

目標1

職員の育児休業等期間中における、業務体制等の見直しをする

《対策》

令和5年4月～随時

更なる育児休業等及び育児短時間勤務の取得促進を行うため、少ない人員配置でもケアの質を落とすことなくサービスの提供が行えるよう、勤務体制や業務内容等の見直し・調整をしていく。

目標2

所定外労働削減のため、みんなで協力しあい業務を行う

《対策》

令和5年4月～随時

いままで以上に、仕事と家庭生活の両立を促進するため、日々の業務の見直し・分担等を行い、所定外労働削減に取り組んで行く。

(令和6年12月2日)